

令和 6 年 第 5 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 6 年 9 月 3 日（開会）

令和 6 年 9 月 12 日（閉会）

10 時 47 分

○議長（伊藤秀明） 再開いたします。

日程第 4 一般質問

○議長（伊藤秀明） 日程第 4 一般質問を行います。質問の通告がありますので、発言を許します。

3 番、河村議員の発言を許します。はい、河村議員。

（3 番 河村良満議員 一般質問席登壇）

○3 番（河村良満） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目の質問でございます。

任意予防接種（インフルエンザ）助成事業についてでございます。

この度、上小阿仁村任意予防接種助成実施要綱の改正案が出されまして、それによりますと、今回、診療所において、予防接種全般を受けることができるようになるということについては、大変、ありがたいこととは思います。

ただし、令和 7 年度からインフルエンザ予防接種について、6 年度まで、今年までですけれども、県内どこの医療機関でも全額補助だったのが、診療所以外の医療機関で受ける場合、2,500 円を超えた分は、自分で負担して受けるようにしてくださいと、診療所で受けることを強要されているようなイメージを持つのではないかと思います。

インフルエンザの予防接種予診票には、病気の治療中の場合、「その病気の主治医には、今日の予防接種を受けても良いと言われましたか」。

これが、インフルエンザ予防接種の予診票です。これはおそらく、皆さん、書いているので分かっていると思いますけれども、そういうふうに書かれています。

また、既往歴のある方には「その病気を診てもらっている医師に、今日の予防接種を受けて良いと言われましたか」との項目があります。診療所以外がかかりつけ医だった場合、許可を得なければなりません。

万が一、予防接種後の副反応を考えると、かかりつけ医のところで受けた方が、ご本人の安心にもつながると考えます。

村民への周知を考えると、診療所で実施できることの PR はわかりますが、村で契約している医療機関であれば、どこでも、自己負担なく受けられるよう配慮すべきと考えますが、いかがでしょうか。特に、入院されている方や、老人保健施設、或いは、村外の短期入居施設等へ入所されている方、予防接種を受けるために、そういう方々は、診療所へは来れないと考えます。

村長、いかがですか。村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） インフルエンザ予防接種助成事業については、令和 6 年度も、令

和5年度と同様に、県内のほとんどの医療機関で接種は可能で、全額助成をさせていただいております。

65歳以上の方につきましては、インフルエンザは定期予防接種となりますので、助成手続きは不要で、全額助成となります。

65歳未満の方につきましては、任意予防接種となりますので、委託契約している協力医療機関で接種を受けた場合は、手続き不要で全額助成となります。

また、協力医療機関以外で接種を受けた場合は、一度、自己負担分を全額お支払いをいただき、村へ助成金の交付申請をしていただくことになります。

インフルエンザは、予防接種については、国・県からの助成金等はありませんので、村単独費での対応となっております。

診療所につきましては、令和6年4月から診療所長に、鹿嶋秋五先生をお迎えして、診療日を、金曜日休診、そして土曜日診療に変更をさせていただいております。

これまで、平日に受診できなかった方や、小・中学生も受診しやすい体制を整えております。

村、唯一の医療機関ですので、広報等で広く周知し、インフルエンザの予防接種は、診療所で受けていただきたいというふうに考えております。

村としては、診療所で接種を受けていただきたいという考えのもと、令和7年度からは、65歳以上の方につきましては、今年度と変更はありません。

65歳未満の方は、医療機関によって接種料金も異なるため、助成上限額は2,500円となります。

この上限額は、診療所の接種料金を基準に設定をしております。

これまで同様に、協力医療機関との委託契約は継続して進めてまいりますが、協力医療機関での接種については、助成額を差し引いた金額をお支払いすることになります。それ以外の医療機関での接種につきましては、一度、自己負担分を全額お支払いいただき、村へ助成金の交付申請をしていただくことになります。

なお、行政懇談会においても、ご要望もありましたので、様々なケースが想定されますが、本年度の接種状況や、診療状況を確認しながら、今後、検討をしてまいります。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） ということは、7年度も6年度と同様に、2,500円を超える分については、自己負担分の発生があった場合、一旦は自己負担をしても、後日、申請をすれば、これまでと同様に払うと、そういう考え方だということでしょうか。

今一度。そこ、私、それを聞いたかった訳です。要するに、たまたま新しい先生が来られて、診療所でできるだけ、いろんなワクチンの接種をするということで、今回、任意予防接種助成事業の実施要綱の案ということを出されたんですよね。それをみると、これまで、6年度まではやるけれども、7年度からは、診療所以外でやった場合は、補助しないということであったので、私、「それだばおがしべ」ということで、いろんな方か

らも言われたもんですから。しかも、診療所以外の医療機関で、ずっと主治医でやっておられる方もいっぱいいる訳ですよ。そういう人方にとっては、非常に困る要綱の案であったものですから、今、村長の答弁を聞いていれば、他からもいろいろとあるので、6年度やってみて、6年度はこのままなのでいいのですが、7年度もそうすれば、やるとい、そういうことでしょうか。6年度と同じように、やると、そういうことですか。今一度、そこ。これ、大事なことです。6年度の傾向を見てやるかやらないか、決めるのか。それとも、7年度はやりますと、7年度以降もやりますということでしょうか。

もう一回、きちっと、分かるように教えてください。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 先ほど、ご説明をさせていただいたとおり、今年度の状況を確認しながら、7年度について、検討をさせていただきたいというふうにお答えをさせていただきました。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） 検討するということは、やらないかもしれないし、やるかもしれない、そういうことだということだすな。そうすれば、私は、白・黒、はっきり聞きたかったんですけど、まず、検討すると、そういうことですね。ということは、是非、そういういろんな人の声っていうのは、村長にも届いたと思いますし、私にも来ました。「なんで今までやっているのに、こういうふうにはやらないのですか」と。「それだとマイナスだすべ」ということを言われましたので、是非、これまでと同じように、他の医療機関等で受診した場合でも、補助してもらおうということを期待、期待というか、強く要望して、1つ目の質問は、終わりたいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） それでは2つ目の質問でございます。ふるさと納税のことについてでございます。

私はふるさと納税に関する一般質問を、これまで5回しておりますが、特に、令和5年12月定例会では「ふるさと納税寄付金を増やす努力を」ということで、一般質問させていただきました。

村長の答弁として、「専門的な視点を持つ中間事業者からの助言を受け、商品開発を進めていただけるよう、村内事業者、中間事業者と連携した取り組みを進めたい」と、答弁されておりますが、これはその時の、議会報を、私そのまま、書いた訳ですけども、その後、どうなっていますでしょうか。全く進んでいないというふうに、私は思っていますけれども、いかがでしょうか。

私は、これまでの質問の中で、ポータルサイト、いわゆる、申し込み受け付けの窓口を増やすこと。それから、専任職員を担当させたらどうでしょうか、そういうことを話しました。また、中間業者等の変更などについても提言してまいりました。その結果、

ポータルサイト、先ほども言いましたとおり、寄付申込み窓口は増えましたけれども、寄付額は残念ながら、減少しております。

役場のふるさと納税の担当者から、実は資料をいただきました。それがこの資料でございますけれども。それによりますと、平成 20 年度から、ふるさと納税の制度が開設された訳ですけれども、令和元年度からの資料ということで、付けていますけれども、私としては、今回、話しさせていただきますけれども。

令和元年度、567 件 1,318 万円。令和 2 年度、892 件 1,527 万 3,000 円。令和 3 年度から減少しております。前年度半分の 383 件 746 万 2,000 円。令和 4 年度、274 件 493 万 4,000 円。令和 5 年度、140 件 282 万 6,000 円ということでございます。

寄付額が減少した理由は何か。おそらく、魅力的な返礼品がないことだと、私は思っております。

全国的に大きな寄付額の自治体は、返礼品として肉、魚、これには海産物も入りますけれども、米が返礼品の中心となっております。

現在、村の返礼品を取扱う業者は、J A 秋田たかのす農業協同組合と、かみこあに観光物産株式会社の 2 社です。

以前、地元商店や農家に、返礼品業者になつてもらいたいと、説明会を開催するよう、当局にお願いしました。その説明会に私も参加させていただきましたが、村の説明では、手続きがややこしいというか、難しいと感じられました。案の定、その説明会参加者の返礼品事業者としての応募はありませんでした。

もっと業者に寄り添い「書類は全部、村で作るので、後は確認とハンコを押す」ところまでやるべきだと、私は思います。魅力ある返礼品が増えれば、おのずと寄付金が増え、村にとってもありがたいことなのですから。

全国的にふるさと納税の寄付額は、伸びています。特にお隣の北秋田市などでは、3 年連続で 14 億円を突破されたと、今年の 5 月 5 日の北鹿新聞に、こういうふうにして載っているのは、おそらく村長も目にしておられると思います。おそらくその中で、我が村は年々減少して、今年はおそらく、県内では最下位になるのではないかなあというふうに思っています。

村長、これについて、どう思われますか。

「ふるさと納税の寄付金」は、自治体にとっては大変ありがたいお金です。返礼品が、村内業者から提供されれば、業者も売上げが上がりますし、農家も売上げが上がります。本当にありがたい事業です。

そこで、村長にお伺いします。

今後、ふるさと納税の寄付金を増やすため、どのような対応をとっていくのか。令和 5 年 12 月定例会の当局答弁のような、分かりづらい答弁でなく、具体的に、こういう業者と中間業者を変えていくとか、こういうふうやっていくとかという、具体的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） ふるさと納税の額が減少していることは、大変残念なことであります。

他の地域と競争できる魅力的な返礼品がないことが理由の一つ、というふうに思っておりますが、令和5年度では、災害被災地への支援を理由にする方も多かったと思っております。理由を一つに特定することは難しいと思っております。

村としての対応ですが、以前からご指摘をいただいた中間事業者の変更に向け、手続きを、今、進めております。

切り替えを予定している事業者は、秋田県内の半数近くで実績があり、県内に事業所があるため、今までよりも迅速、かつ、きめ細かい対応ができるものと期待をしております。

以前検討した際は、初期費用等の面から実現しませんでしたでしたが、その後、初期費用等が抑えられたことから、契約を進めているものであります。

切替先の中間事業者とは、主要ポータルサイトの増加の提案や、返礼品取扱事業者の新規開拓、現在の事業者との打ち合わせ調整など、寄付額増加に向けた対策の準備を進めております。

ふるさと納税制度は、返礼品取扱事業者は、経費負担なしで、全国に自社製品をPRでき、利益を得ることができる制度であります。事業者登録の申し込み手続きに必要な会社概要や、商品説明の書類作成は、取扱事業者の情報であります。当然、事業者自らが作成しなければならないものですが、作成が難しいという場合は、中間事業者のサポートを受けることができます。

村への寄付とはいえ、取扱事業者には、全国の顧客に対して、返礼品の品質管理、在庫管理、発送管理など、誠実で責任のある対応が求められます。その前段となる事業者登録についても、責任のある対応をしていきたいと思っております。

新しい中間事業者とは、返礼品取扱事業者へのサポートの在り方についても打ち合わせをし、充実したサポートが受けられるようにしたいと考えております。

今後の対応としましては、行政は、ポータルサイトの運営、寄付の受け入れや受領証明書の発行など、寄付手続きに係る事務を行い、返礼品取扱事業者は、自社商品の開発、管理、販売を。そして中間事業者は、専門的な知見により、行政と返礼品取扱事業者のサポートを行うという連携体制で、寄付額の増加に取り組んでまいります。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） 全く、村長がおっしゃるとおりです。おっしゃるとおりですが、それが実行されていないので、こういうふうになっているんですよ、今まで。中間業者で、今回、新しく中間業者、替えるということなので、そこで私がお願いしたのは、書類は全部、村で作るので、後は確認とハンコを押すというところまで、やるべきだとい

うことを話している訳です。

今、村長の答弁を聞いていると、村はここまで。中間業者はここまで。あと、返礼品業者はここ、やならなければならない。それはもう最初から分かっています。何も聞かなくても、そのとおりです。ふるさと納税の制度自体を。

ただ、他の自治体も、寄付額を上げるために、どうやっているかという、今言ったような、書類は全部、行政で作るので、あとは確認とハンコを押すような形で、ハードルを下げて、そして返礼品の物を作ると。そうすれば、自ずと返礼品がいっぱいあるから、それで寄付者が増えてくると。そういうことで、他の自治体、隣の自治体はやって、3年連続で14億、やっている訳ですよ。だから、どこの自治体も、今、村長が答弁したとおりですよ。

だけれども、私が言いたいのは、やっぱり手取り足取り、隣の自治体でもやっているから、同じように、書類は全部、自治体で細かく作るので、あと確認とハンコを押すところまでやれば、村でやるよと。それをやることによって、寄付額が増えればですね、その寄付額というのは、みんな村さ来る訳ですよ。もちろん、中間業者さ、金いきますよ。でも、返礼品の分も村内業者から取れば、農家から米取れば、農家に入るし、寄付額は村に入るし、ということだ訳です。

ということなので、それってすごい村にとっては、すごくいいことなので、やっぱり手取り足取りやらなければならないのではないかと。なので、私、今回は言いませんでしたけれども、専門の職員を一人つけてやっても、例えば、隣の14億。あるいは、うちの方でその半分、それ以下でもいいですよ。そのぐらいでも村に金が落ちるということになれば、すばらしい事業になると思うんです。ですので、専門の職員を一人つけても、こういうふうなことをやるべきではないかということを、話している訳です。

ですから、この中間業者の変更についても、6月議会の時も話ししたら、「やります」ということで話ししているんです。聞いているんです私も。ところが、3か月経ったんですけれども、未だ、どの程度まで進んでいるのか、何も見えてこない。

今、農家、これから米出てきますよね。ところが、今年は間に合わない訳ですよ、もうは。返礼品とかの登録をしようとしても。んだすべ。だから、来年になってくる訳ですよ。だからきちっと、そこらあたりを抑えて、やっていただきたい。

村長、もう一回、その、そういう形で、三つに分けて、行政はここ。あるいは返礼品の業者はここ。中間業者はこうだというやつじゃなくて、村ももっと、職員が手を出して、書類とか、そういう細かいことまで全部、当局でやると。それで魅力的な商品を作ると。そういう覚悟ありますか。考えありますか。やりますか。教えてください。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） ふるさと納税につきましては、納税、寄付額でありますので、村に、そのままお金が入ると。なおかつ、事業者に対しては、売り上げにつながるという

ふうなことで、大変いい制度であります。村としても進めていきたいというふうなことで、先ほど、ご説明をしたとおり、見直しをかけて、役割分担をはっきりさせて対応していきたいというふうなご説明をさせていただきました。

そこで、書類等の関係につきましては、当然これ、出荷をする方が、数量を決めて、単価を決めて、最終的にいくら儲けになるかというふうなことが、最終的に出てきますので、いわゆる赤字になる場合、または、在庫になって損失になる場合、等々。最終的には、いわゆる損得の問題につながってきますので、そこら付近はきちっと、やはりお互いに打ち合わせをさせていただいて、了解を得た上で、ハンコをいただいて、スタートをかけないと、後々、問題が起こるのではないかと懸念をしているところであります。

ですから、こちらで勝手に、こういう計画で、こういう物を、このような単価で、他でこういう単価でやっているの、どうですかと、いうふうなご提案は、確かにできるのではないかと、いうふうに思っておりますが。それをやはり、了解をした上で、ハンコはやっぱり押していただかないといけない、というふうに思っておりますので。

いずれ、こちらで一方的に書類を作ると、いうふうなことにはならないというふうに思っておりますので、お互いにやはり協議をして、一緒に書類を作っていくと、いうふうなことが大切であると、いうふうに思っております。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） 全く、村長がおっしゃるとおりでございます。そのとおりです。お互いに、あれです。村の職員だけが、こうやって、何も聞くもしないで自分で勝手に作って。書類を作って、「こうやって作ったんてハンコを押してけれ。」そういうことは、他の自治体は何もやってないですよ。

ちゃんと話し合いをして、「こういうふうにやればどうでしょうか。こうなれば、このぐらい、こうなります、上がります」というふうに、手取り足取りやって、こういうふうになっているんです。

ですから、ただ、ドンと、「村でこうだから」って、「ハンコつけ」って、そういうことを言っているんじゃないですよ。今、村長がおっしゃるとおり、そのとおり。丁寧に説明して、お互いに納得して、「へば、この件についてはどうでしょうか」って。例えば、返礼品の業者にしてみれば。農家さんですよ。「うちでは、この金額でないと、ちょっと無理だよ」とか。そういう、お互いに話をしながら。「へば、いっぱい来たら、どうすればいいのですか」とか。いろんな、そういう問題がありながら、それでも話し合いをして、「あっ、こうしたら。」「うん、じゃあ分かりました。」「じゃあ何とかお願いしますよ」と。

そういうふうにして話し合いをして。ところが、その話し合い自体も、これまでなかった訳ですよ。

ですので、今、村長が、おっしゃるとおり、どうか一つ、その、話し合いを。これま

でのように、「はい、業者になりたかったら、事業計画書出してください」あるいは、「事業所の住所、番地書いて、書類みんな、こうって、こういう書類がありますので持ってきてください」と、そういうことじゃなくて。手取り足取り教えながら、話をしながら、村長が今、答弁してくださったとおり、何とか、進めていただきたいと。

それは行政にとっても非常に価値のある寄付金になると思いますので、どうか、答弁のとおり、お願いしたいと思います。

これで、二つ目の質問を終わります。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） それでは、三つ目の質問に入ります。

この質問については、前回、6年の6月定例議会で、5番議員からの、コアニティーへの関係の質問がありましたけれども。

それが、議会報。これ、その時の抜粋なんですけれども。

それで、ちょっと私の考え、コアニティーをできるだけ使っていただきたいと。そして、それを使うことによって、ふるさと納税の寄付額が上がるのでないかというのを含めて、提案という形で話しさせていただきたいと思いますので、村長の答弁を期待したいと思います。

コアニティーへの宿泊について、でございます。

前回、令和6年度6月定例会で、5番議員から、「コアニティーへの来村者の宿泊提供をしてほしい」との要望に対し、村長答弁として、「帰省客等、来村者の宿泊先としての要望があることは承知しているが、民間の宿泊施設がなくなった訳ではない」と、「一般の来村者の宿泊は認めない」と、民間の宿泊施設に配慮した答弁がありました。

「上小阿仁村集住型宿泊交流拠点施設設置条例」その条例を、これ、いただきました。その条例によりますと、第1条に「体験及び研修を通じて、地域の活性化に寄与するとともに、移住を目的とした滞在宿泊」とあります。

私は、コアニティーを、移住を目的とした滞在宿泊施設として、ふるさと納税寄付金の返礼品として登録してはどうか、という提案でございます。

ご存じのとおり、返礼品の限度額は、3割以下と決められております。

コアニティーは1泊3,000円です。1万円の寄付で1泊分の返礼品となります。2泊であれば2万円、3泊であれば3万円寄付することになります。

村内出身者ばかりでなく、誰でも、帰省であれ、旅行であれ、おためし宿泊体験が、ふるさと納税寄付金の返礼品として事業化できれば、別に宿泊業者への配慮の必要ありません。

そして、たびたび利用することによって、村への移住となれば、村への寄付も増えるでしょう。

村長、私のこの提案は、いかがでしょうか。

村長の前向きな答弁を期待したいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） コアニティーの宿泊を、ふるさと納税の返礼品として登録することは可能であるというふうに思っております。

ただし、部屋数に限りがあること。寄付者が希望する日に宿泊できるような寄付の受付期間。予約方法など、実施に合わせて必要となる手続きの仕組みを検討する必要があるというふうに思っております。

素泊まりとはいえ、宿泊を目的とする方へのサービスは、研修や合宿を目的とした利用とは違ったものがあるかもしれませんので、サービスの在り方なども、整理しなければならないと思っております。場合によっては、受け入れのための体制を整える必要が生ずることも考えられます。

ふるさと納税の返礼品として、コアニティーをはじめとした、村の宿泊施設の利用がメニュー化できれば、選択肢が広がって、寄付者の増加につながることも、大いに期待できます。

他の自治体の事例なども参考にして、新たな中間業者のサポートを受けながら、新しい返礼品のメニューにできないか、検討をしたいというふうに思っております。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） これは、中間業者、さっき、新たな中間業者という話が、ふるさと納税の時に出ていましたけれども、そのとおりです。おっしゃるとおりです。中間業者に話をして、こういうメニューを作ったと、作りたいというふうなことであれば、中間業者さんは、そういうの作ってくれるんですよ。

ですから、やっぱり、そういうのを大いに利用して。

納税額が増えれば、中間業者さんも潤うんですよ。

ですから、魅力的な返礼品がある自治体には、中間業者さんも力を入れるんですよ。今までうちの方で、中間業者さんで入れている、ある業者さんは、A業者さんは、男鹿に支店を持っていますよね。それはおそらく、村長も分かっていると思いますが、男鹿に新たに支店を作っているんですよ。

なしてかという、男鹿で開発拠点。男鹿はこれから、どんどんふるさと納税が伸びてくるでしょうと。いろんな泊りも含めて。海産物、肉。そういうふうなことで、その中間業者さんは、男鹿に支店を作りました。ところが、うちの方のように、どんどん下がってくるようなところには、力を入れないんですよ。

今、村長がおっしゃるとおり、新しい中間業者さんに。その業者さんは、私も覚えている業者さんなんですけど、そういうふうにして、手取り足取り教えてくれるっていうことで。隣の北秋田市さんも、14億も寄附が増えているというふうなことなので、是非、これをですね、機会を設けて。

例えば、今、私はコアニティーの宿泊のことを言いました。これをやることによって、

体験で泊まる人も増えるかもしれないし、その他に、村出身の村外の人も、「寄付したよ」と。「村に寄付したよ」と、大きい気持ちで来て、そして、宿泊できるということで、非常にいい制度だと思うので、是非、進めていただきたいと。

細かいこと、いろいろ村長、話したんですが、そういうのを取っ払って、できるだけ利用できるように。コアニティー自体もですね、もうすごい赤字ですので、こういうのをどんどん入れながらですね、改革していければと思いますので。

やる方向で検討するということですので、是非、やっていただきたいと思います。

これで、三つ目の質問を終わります。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） 最後の質問でございます。

山ふじ温泉取水池改修工事についてでございます。

この質問については、3月定例議会で、山ふじ温泉取水池改修工事について、質問させていただいておりますので、その質問から、今回、6か月が経過している訳ですけども、話をさせていただきたいと思います。

令和5年8月31日に工事が完成しました。1年前のですね。令和5年8月31日に工事が完成したが、わずか1か月後の11月7日には、泥水が入り、取水を中止したと。

269万5,000円もかけた工事が、わずか1か月で中止となった。

その責任は誰が、どのようにとるか、というものでした。

その村長答弁として、「完成当初は安定した水量を供給したが、森林伐採作業により、作業道から泥水が混入したことから、一時的に使用を休止した。伐採作業事業者に対し、泥水の混入を早急に解消するよう依頼して対応していただき、12月上旬には、取水池の水の濁りは解消された。しばらく伐採作業が続くとのことであり、旧取水池からの給水で様子を見ることにした。その後も、取水池の状況が安定し、濁りがないことが確認でき、2月14日からは新しい取水池からの給水に切り替え運用している。今のところ、水量が不足している等の報告はなく、順調に機能している」との報告でありましたが、山ふじ温泉関係者の話では、確かにその後、何度か業者が来て、水量確保のため工事をしたようであったが、水は少量しか出なく、全く足りない。現在は、上流にある旧取水池からの取水で営業を継続している、ということでありました。

7月25日の、今年の7月25日の豪雨災害で、水源地が土砂で埋まり、現在、この水源地というのは、いわゆる、浴槽に貯める水源地の話ですが、それが土砂で埋まって、今は沢水での営業をしているということでございます。8月上旬に、伐採作業業者が作業道を撤去したが、新しい取水池からの水量は、それでも少なく、旧取水池からの水と合わせて使っているということでした。

令和6年の3月議会の時も私、話しているんですけども。山ふじ温泉は、浴槽に入る水は、川の麓にあるマンホールの、いわゆる水源地からの水。それから、沢水は、シャワーとか水道、トイレ。その水に、沢水を使っているということで。今、7月25日

の豪雨災害で、その、いわゆる川の、風呂に入れる水がないということで、沢水を今度
は、今、風呂に入れて使っていると。全部風呂に、今までの水源地は使えないというこ
とで沢水を使って、今、やっているということです。

8 月上旬、伐採業者が作業道を撤去したそうですが、それでも、やっぱり新しい
取水池からの水量は少なく、旧取水池からの、いわゆる上流側の沢水と合わせて使っ
ているということでした。

山ふじ温泉関係者の話では、「作業道を撤去しても、取水池に入った泥を取り省かなけ
れば、目詰まりしている状況は改善されない。水量をきちんと確保するためには、最初
からやり直ししかないのではないか。」と話していました。私も全く同意見であります。

そこで、村長にお伺います。

伐採作業事業者に対し、その沢水を取っている、取水池のやり直し工事をさせるべき
と私は考えますが、いかがでしょうか。

村長の答弁を求めます。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 山ふじ温泉の取水池につきましては、現在、旧取水池からの水量
が確保されており、これと新しい取水池の水とを合わせて、利用している状況でありま
す。

旧取水池は、取水池工事を行う前の令和 4 年度に、伐採作業のために作業道を設置し
た事業者が、その作業道の下流にあった元の取水池が使えなくなったことから、上流に
設置したものであります。

この作業道は、伐採事業者が山林の所有者に対し、その位置を示して許可を得て行っ
たものであります。

また村は、山林の所有者に許可を取り、この沢の上流に新しく取水池を設置しました。

この時は、伐採作業が行われていみせんでしたが、その後、伐採作業が再開され、作
業道が拡大されたことで、土砂が流入してしまった形になっております。

一旦、作業が終わったとのことから、作業道の土砂を寄せてもらい、取水池の水が堰
き止められないような状況にはなっております。現状では豊富な水量とは言えませんが、
きれいな水が供給されております。

伐採事業者としては、一度、取水池に対する責任は取っており、その作業道の脇に取
水池を作られたという認識があります。

伐採作業は、まだ完了していないようであります。事業者は山林所有者から許可を得
て、作業道を使って作業をしており、村がこれを止めることはできないというふうに思
っております。

現在のところ、旧取水池と新しい取水池で、必要な水量は確保できるようですので、
伐採作業が全て終わるまでは、様子を見ながらの対応になるものと考えております。

なお、大雨により被害を受けた、温泉の源泉の復旧も進めなければならないというふうに思っております。

山ふじ温泉の再開に向けた課題として、源泉の復旧と取水池の使い方について、合わせて検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） 沢の旧取水池は上にあります。それで今回、私が話ししている取水池。新しく村で作って、それが泥水が入ったことによって云々って、今、質問しているっていうのは下にあります。

当初、そこに取水池を作ることになった理由は、上の取水池が、作りがですね、いわゆる、水を堰き止めて、手作りですよ。手作りで堰き止めて、そこに、いわゆるじゃ籠といいますか、そういうのを、ざるをひっくり返したようなものを置いて、落ち葉とかゴミが入らないようにして、その下にホースを入れて、それから給水していた訳ですよ。

それが、このままであれば、うまくないだろうということで、その下に、新しい取水池を作って、その工事に、さっき言ったとおり、269万5,000円をかけた工事というのは、新たに掘って、そして、上の方には3本くらい、流木が落ちてこないようにということで、押さえる棒と、中に座布団とかっていうふうな表現してあったんですが、玉石を入れて、そしてその下に、炭を入れて、そして、その下からきれいな水を引き込んでいく、そういう工法で作られたというふうに私は認識しております。

ですので、上の取水池からの水は、そういうふうな、ただ手で石を積み上げて、じゃ籠をひっくり返して、そこから水を引っ張っている、そういうのであれば、衛生上も良くないし。ということで、下に、誰が言ったか私は分かりませんが、下にちゃんと、炭とか砂、座布団とかって、そういうので、きちっと水源のような形で確保して、掘ってですね、そしてそこに、パイプを通して、水を供給すると、そういうことで、やったと。

やったことについては私、何も別に問題もなく、ああ良かったなあと思っていたんですが。

そしたらそのすぐ下に、作業道を設置して、伐採業者がですね。作業道を設置して、そして、その作業道を設置したことによって、沢が堰き止められた訳です。堰き止められたもんですから、今度、雨が降ったら、その作業道の泥水が、全部、新しく作った取水池に、泥水が流れ込んでしまった。それで、もう1か月足らずで止まってしまった、ということだ訳ですよ。

それで、その当時の、誰が考えたって、作業道が上からずっときているのに、「あそこさ取水池作って、作業道作ったら、泥水きたら目詰まりして使えなくなるのは当たり前だべ」と。「誰が考えたって当たり前だ」という話になったので、270万円もかけて工事、その座布団とか炭とか入れて、使いやすいようにしたいということでやったのが、

1 か月もしないうちにですね。そうやってやって。

私ともう一人の人と行った時は、落ち葉がその他に溜まって、カエルも泳いでて。いや、これだばちょっと。見てから。これだばちょっと。私それまで、山ふじに行けば水も飲んでいたんですよ、それ。よく体悪くしなかったなあと思っていたんです。それで急遽、その後、村の方に、総務課の方に話をして。そしたら、今言った、水を、ちゃんとした飲み水は別枠で。今言ったとおり、体を洗うとか、トイレに流す水は、『飲料ではありません』『飲めません』というふうな紙を貼ってもらっている訳ですけども。

私が言いたいのは、要するに、そこに新しくやった業者がそれを、こう、仮に、取っても、もうそこって、目詰まりを起こしているから、ただ作業道を撤去して、あと、そこから、今確かに、ちょろちょろと出てますよ。でも、最初に作った時のように、出ない訳なんですよ。

ですので、「その責任は誰がとるのか」ということを、私、しゃべっている訳です。

業者にしてみれば、「1 回やったし、あと大丈夫だ」って言っても、なんら、解決にならないんですよ。目詰まりしてて、ようやく出ているという状態だっていうふうに。皆さん、自分の家の水道のやつ、いろんな目詰まりしてる状況になれば、水量少なくなるの分かりますよね。そういう状況なので、最初の状況と違うよって。

だから、「どうするのですか」と。「業者にやらせるのですか」と。

今の答弁であれば、1 回やったから、やらせないふうな感じで、話でした。せば、このままにしておくのですか、ということです。

このまま、上の方の、いわゆるその、手積みのどごからのやつと、下のやつ。その手積みのやつがおかしいからということで、今回のどごさ、270 万円もかけてやったんだすよね。そこまず、ちょっと確認ですが、上の方の取水池が手積みで、じゃ籠をひっくり返したところが、それではうまくないからということで、下にやったということについては、そのとおりだというふうに私は、やること、それで今回、取水工事をやったことだと思っているんですが、それがですね、今度出なくなったら、上の方と併用してやっているんで、これで行きます、なんて、ちょっと話が違うような私気がしますけれども。

いかがですか。

下の新しくした工事のところが、やっぱりちゃんと、そこ、きちんとやるべきだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

もう一回。村長。

上の方がだめになれば困るからってということで、下に作ったと思うんですよ私。それがだめで、今、上から主に取って、下もいくらか使えるからって、両方から取ってるって、そういう。それは私も聞いていますよ。それって、おがしすべ。

ですから、そこをちゃんと、誰が責任取るのだが、ということ私。業者がやらなければ、へば村で、へばもう一回やり直しさねばねったが、ということです。

でなければ、270 万円、ただ投げだと同じだと、私は思いますよ。

そこ、いかがでしょうか。もう一回、お願いします。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） まず、新しい取水池については、構造自体、先ほど議員から説明があったとおり、いわゆる、ろ過をしてきれいな水が取水できるような構造になっております。ですから、洪水があった後でも、例えば、土砂がきても、もしくは土砂が流された場合でも、きれいな水を取水できるような施設になっております。

上流につけた部分についても、いろいろ本来であれば、下に作ったと同様な、ろ過装置があれば、きれいな水が、その都度、洪水があっても、それを取り除くために支配人が行く必要がないというふうに思っております。

ですから、工事をした時点では、この2つの取水池については、両方とも水槽に入るような工事を併せて行っております。ですから、水不足を解消したいというふうなことでの対応は取らせていただいているというふうな状況であります。

それから、沢水については、今、しっかり、ろ過をして、もしくは沈殿して、うわ水のきれいなものを消毒して、供給をしているというふうな状況であります。

ただ、水量については、前回指摘を受けた時は確かに、水量が減っておりましてので、その減った分を何とかしないといけないというふうなことで、温泉の源水と併せて、対応できないかというふうなことで、それについても、きちとした設備に。いわゆる、すぐ切り替えができるような対応で、進めているというふうな状況であります。

先ほどもご説明をさせていただいたとおり、伐採業者さんは、所有者の許可を得て作業、伐採をしている。村は、水を沢からいただきたいというふうなことで、所有者に許可を得て、施設を作らせていただいて水をいただいているというふうな状況であります。

できれば、前回の豪雨災害によって、温泉の源水の部分に砂が入った状況であります。

ただ、現段階では、源泉の水量は大変、出ておりましてですね、状況を見ている状況ではありますけれども、いずれ、将来的なことを考えると、やはり、砂も全て撤去して、きれいにした状況で、対応できればというふうなことを考えておりますので、先ほど、説明したとおり、温泉の源泉と、それから沢水の供用によって、水不足を解消していきたいと。

現段階では、水は、水量は十分にあるというふうに報告もいただいております。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） 村長が話をしているのは、ちょっと整理して言わせてもらいますが、『源泉』さっきも私、聞いている方が分からなければ困るなあと。思って。

山ふじ温泉に入ってくる水は、お風呂に入る源泉。さっき言ったとおり、川の下から汲み上げているのと。体洗ったり、シャワーに使ったり、トイレに流したりする沢水と2つあるよっていうことを話ししてますよね。

私が今回聞いているのは、下の源泉のことじゃなくて。沢水のこと聞いているったす。

その「将来に渡ってどうのこうの」じゃなくて、沢水が、これまでずっと使ってたのが、これから使えなくなるからということで、砂を入れたり、座布団とか、炭を入れたりして、下の方に取水池作ったということですよ。

ところがそれが、269 万円もかけてやったのが、1 か月足らずで出なくなった。今は出しています、確かに。でも、当初の考えと違うぐらいしか出てないと。それで、主に言えば、上の方が 7 割くらい。下の方の、工事したとこの方が 3 割くらいしか、水出てないんですよ。それで確かに、水量は供給されてますよ。

ところが当初の考えというのは、上の方のそういうやつ。いわゆる、何回も同じ事言っただけなんですけれども、「上のような手作りした、そういう取水池だから、きちっと下に作ればいってねが」ということで、今回の工事になったと思うんですよ。

それがたった 1 か月か何ぼで、泥水が入ってでぎねぐなったから、私、これしゃべっているんです。

「どっちも、上も使ってるし、下も使って、給水量は確保されています。だから、安心してください。」そんな話でねったすよ私が言っているのは。

上の方は本来は、これから、まずいと。やっぱり、ちゃんときれいに。ちゃんと今言った座布団とか、炭とか入れて、きちっと。消毒まではどうだか分かりませんが、「そういうふうにして供給するようにしたいので」ということで、270 万円もかけてやった工事なんですよ。

そこ、ちょっと履き違えないでくださいよ。その工事が満分できてなくて、今、その、それから 3 割くらいしか水取れないし、上の古しいやつから 7 割取って今営業してる。だから、その 3 割しか水取ってね所っていうのは、本来であれば上の方無くても、そこから新しく取らねばねえじが普通だべ。私が言いたいのは。だから私、それで、おがしいってねえが。だから、下の方の、ちゃんと、今回の工事したのについて、やっぱり十分確保できないので、「それ誰にやらせるのですか」と言ったら、「業者はやったので、後は、それ以上はやらない」となれば、「せば、あと誰やるのですか」と聞いています。

せば、村でやるのですか。ちょっとそこ、教えてください。

「十分確保してら」ということでなく。水の確保云々の話をしてるんじゃないです。その工事自体がおかしいから、私、言っているんですよ。

上の方のやつじゃなく、下のやつを本水源にしてやるっていうことでやった工事なのに、それがちゃんとできてないので、「その責任は誰がとるのだが」と。そしたら、「どうするのだが」ということを聞いているんだすよ。

今一度、答弁できますか。してくださいませんか。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 新しい取水池については、きれいな水を確保したいというふうな

ことで、どのようにすれば確保が可能であるかというふうなことで。ろ過装置、いわゆる、昔のろ過装置みたいな考え方だと思いますけれども、専門家に指導を受けながら、炭を入れたり、じゃ籠を入れて、泥水が、ろ過されて取れるような、施設になっております。

それで、泥水が入った時点では、沢が堰き止められておった関係でですね、それがそのまま、目詰まりの状況になったんだと思うんですけれども、現段階では今、沢水がきちっと流れるような状況になっておりますので。ですから、例えば今後、洪水があった場合であれば、沢がそのまま水流れていくと。

そして、葉っぱとかが流れてきた場合でも、もしくは土砂が流れてきた場合でも、水はろ過されて、きちっと取水ができるというふうな施設になっておりますので、施設そのものは、きちっとできているというふうに思っております。

そしてまた、古い取水池につきましては、先ほどから議員からお話があるとおり、簡易的なものですので、洪水があるたびに、もしくは葉っぱが詰まった場合等について、毎回、管理人がそこに行って、それをやらないといけない状況にありますので、それは今後何らかの方法を考慮しながら、いわゆるその先ほどからお話ししているとおり、温泉の源泉の清掃と併せてですね、水量確保のために、整理をしていけば、温泉に対する水不足、若しくは水量不足を心配しなくてよくなるのではないかというふうなことで今、今後まず、その部分について、再度、検討させていただきたいというふうなことで今、進めさせていただいております。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） そうすればちょっと話を変えますが、変えますがといいますか、もう新しく取水池をした工事のところについては、村長として、あとこれ以上、手をかける考えはないと。完全に泥水とかの目詰まりしている状態でも完了になって、3割くらいしか給水してなくても、これでOKだと、そういう考えだということでしょうか。あとこれ以上工事をしないと、そういうことですか。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 3年連続で豪雨災害が起きておる状況の中でですね、いろんな形で、沢の形状は変わります。そしてまた、いろんな物が流れてきますので、現段階では、まあ取りあえずは水は流れておりますけれども、それがいろんな形で不都合があるとするれば、これはやはり、水の流れをきちっと、きれいな水が流れるような施設にしないとイケない。それは、ある程度、専門の方々にご相談をしながらですね、その対応は検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） 何回言っても、あとこれ堂々巡りなので、最後に要望させていただきますが。

私も山ふじ温泉を利用する一人として、山ふじ温泉の管理人の方から、こういうことを言われました。

取水池とか、あるいは源泉とかに、工事に業者が来るらしいんですよ。何回かですね。そうすれば、業者とか村の職員が、それまで山の、いわゆる沢水のために、山にあがって行ったり、あるいは源泉のために川の方に下って行ったりしても、何らその状況を管理人の方に報告もなにもないと。何してるかも分からないまま行ってあと帰っていくと、そういう話をしていました。

ですから、もしかして取水、沢水の方のやつを止められたり、あるいは、水を、上の方のやつを止めたり、下の方のやつを止めて上の方だけ出してみたりと、そういうやつが全然、自分方に分からないもんですから、「あれ、水が出ないなあ」と思っていたら、そういう操作をされてあったと。そういうことも、過去に何回もあったらしいんです。ですので、確かに工事とかそういうのは村でやるかもしれませんが、今、山ふじ温泉の管理は、かみこあに観光物産にお願いして、あそこの管理人が、ほんとに、「水出ない」と言えば、沢の上まで見に行ってですね、やってる訳ですよ。

ですから、そういうこと、あったらですね、必ず、「こういう工事をしたとか、こういうことをやってきた、ということ、山ふじ温泉の管理人に伝えてほしい」というふうに、私にも話しされましたし、私も同感だと思いますので、なんとかそれ、村長、お願いしたいと思います。工事に入る、あるいは何かこうやったら、「今日はこういうのをやります」あるいは、「こういうふうにして、こういう工事をしてきました」とかっていうことを、山ふじ温泉の管理している方に、報告するということを何とかお願いしたいと思って、私の質問は終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

そのことだけ1つ、村長から、ちゃんと、これからは工事したら、あるいは何かやったら、その後ちゃんと報告します、ということ。答弁もらって、終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤秀明） はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 言われるとおりだと思っております。

ただ、少し言い訳をさせていただきますと、村と物産会社の、委託契約の中にですね、必ず、社長を通して、会社を通して、全部やっておりますのでですね、会社の中の部分については、もし、そういうことがあるんだとすれば、そういうことがないようにですね、今後、担当者にもお話をしていきたいというふうに思います。

○議長（伊藤秀明） はい、河村議員。

○3番（河村良満） あるので、私しゃべったのですから、なければ言いません。

会社には私、ちゃんと会社に話ししていれば、社長分かってるはずですが、社長も分かってないので。管理人は、来れば必ず「来た」という事を、社長の方に連絡しているみたいですよ。

それもきちっとなっていないので、今、話したのですから、何とか、その工事に行ったり、あるいは見たら、管理人の方に。その前に社長の方に連絡してるのかどうか私分かりませんが。管理人の人の話だと、「それが一言もない」と、これまで。でしたので、何とか一声くらいかけて、「こういう工事をしたとか、なった」ということを、やっていただきたいということです。

○村長（小林悦次） 会社にはちゃんとしゃべっているんですよ。

だから、中のことについては私も分からないので、言われるとおりに、行ったら必ずしゃべってくるように言いますので。

○3番（河村良満） よろしくお願いします。

それで、私の質問は終わります。どうも、ありがとうございます。

（「議長」と挙手する者あり）

○議長（伊藤秀明） はい、長井議員。

○4番（長井直人） 場合によっては、ちょっと発言の訂正を求めなければならないので、確認していただいてもよろしいですか。

双方とも、山ふじ温泉、営業中のニュアンスで答弁されてるんですけど、今、休業中じゃないですか。

（総務課長挙手）

○議長（伊藤秀明） はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） 山ふじ温泉、今、源泉の方の水の関係と、沢水の関係もありまして、休業しているという状況でございます。

今、ご発言あったとおりでございます

（長井議員挙手）

○議長（伊藤秀明） はい、長井議員。

○4番（長井直人） 議事録に残りますので、営業中という、営業しているというところを過去形にするなり、訂正していただくように、一応双方からお話いただかないといけないと思うんですけど。

○議長（伊藤秀明） そのように、お願いできますか。村当局とも。

今、営業しているという、河村議員の発言ですが、長井議員から、今、休業しているのではないですかということですので、その辺のところを、若干、議事録ですから、訂正してもらいたいということです。

○4番（長井直人） 訂正、お願いします。

○3番（河村良満） 私も、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤秀明） はい、そのようにお願いして、これで、河村議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩といたします。

再開は、13時10分からといたします。

休憩します。

12 時 10 分 休憩